

平成23年度 第1回 芦屋市環境審議会 会議録

日 時	平成23年11月14日(月) 14:00~16:00
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長：盛岡 通          副会長：立花 暁夫          委 員：伊藤 明子， いたう まい， 城 邦子， 高橋 卓司，          津久井 進， 畑中 俊彦， 山崎 古都子，          北村 勝美(欠席)， 竹内 恵子(欠席)， 林 まゆみ(欠席)          事務局：井上技監， 北田都市環境部長， 林都市計画担当部長兼都市計画課長          西村公園緑地課長， 東まちづくり担当課長， 乙守環境課長，          森位環境課課長補佐， 柴田都市計画課技師， 大脇主事補</p>
会議の公表	<p>公開          非公開          部分公開          &lt;非公開・部分公開とした場合の理由&gt;</p>
傍聴者数	0人

議題

<報告事項>

- 1 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について
- 2 第2次芦屋市環境計画の進捗状況について
- 3 第2次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況等について
- 4 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付について
- 5 保護樹等指定の変更について

内容

1 開会

乙守課長：定刻となりましたので、芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、市長は公務により欠席しておりますので、井上技監から一言ご挨拶を申し上げます。

3 技監挨拶

井上技監：委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席賜りまして大変ありがとうございます。平素は環境行政を始めとしまして、みどり豊かな美しいまち、庭園都市芦屋の発展の為、格別のご指導とご協力いただきまして厚く御礼を申し上げます。

本市は、平成16年に芦屋庭園都市宣言を行い、市民の皆様と共に美しく潤いのあるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

その間、みどりに関する総合計画となります「芦屋しみどりの基本計画」の策定・実施等や全市を対象としまして景観法に定めます景観地区を指定するなど、緑の環境の保全・あるいは育成また創出といったいろんな施策を展開しておるところでございます。それから、また、21世紀は、地球温暖化防止対策でありますとか、大量生産・消費・廃棄といった社会構図から、循環型社会への転換そういった取り組みもされてございます。

また、今回の東日本の大震災を踏まえましてエネルギー政策等の非常に大きな転換機を向かえてございます。再生可能エネルギーというようなことを非常に重要視されておるところでございます。今後、環境行政の果たす役割が非常に重要になってこようかと思っております。委員の皆様におかれましては、引き続きご指導の程宜しくお願ひしたいと思っております。

本日の審議会でございますが、会議資料の次第にございますように報告事項5件でございます。委員の皆様のご貴重なご意見等をお聞かせ頂きたいと考えております。よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 4 委員及び行政職員の紹介

乙守課長：ありがとうございました。続きまして、審議会委員及び行政職員のご紹介をさせていただきます。

～委員の紹介～

乙守課長：引き続き、行政職員の紹介をさせていただきます。

～行政職員の紹介～

#### 5 会議

##### (1) 委員出席状況の報告

盛岡会長：それでは、この後、私の方から進行させていただきます。まず、この会議は、出席状況を確認して、審議会が成立しているかどうかでございますが、12名中9名でよろしゅうございますか。

乙守課長：はい。委員定数12名中9名を2名欠席で、芦屋市環境審議会規則の第5条の規定で過半数以上の出席で、この会議は成立しております。

##### (2) 署名委員の指名等

盛岡会長：ありがとうございます。続きまして、署名委員の指名ということで、恐れいりますが、五十音順の名簿で恐縮でございますが、伊藤様2人で署名委員になっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それから審議の傍聴でございますが、傍聴の希望者は今のところございますか。

乙守課長：今の所ございませんが、原則は公開となっておりますので、傍聴に来られましたら、お諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

盛岡会長：それでは、またありましたら、その時点でお諮りいただきたいと思っております。

##### (3) 議事

< 報告事項 >

芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況について

盛岡会長：本日は、報告事項が5件ございます。まず、芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について事務局からご説明をお願いします。

西村課長：平成22年度の芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等につきましては、平成22年4月1日から5月15日まで募集を行いまして、13件で2,412,000円と、鳴尾御影線の低木補植工事588,000円でございます。合計で3,000,000円の交付となっております。以上でございます。

盛岡会長：ありがとうございます。特に、その後は写真等のご説明はいりませんか。見ればいいという感じですか。

西村課長：見ていただければ。写りが悪いですが、申し訳ございません。

盛岡会長：では、ご質問ございませんか。

立花副会長：この助成は、シンボルツリーとかをこういうふうにしますよと見積りを出して申請しますね。しかし、助成金の20万円で芦屋市の環境の為にやろうとするんだけど、庭を綺麗にしても後の保守メンテナンスに費用がかかるので、それに対して助成してもらえないのかなって質問されたんですが、基本的には、つくる時の初期投資を助成してもらっただけで、その維持費に関して助成される考えはありませんか。

西村課長：やはり、最初の緑化事業の助成は、緑を増やして下さいというかたちです。後の維持費に関して補助する考えはございません。

立花副会長：協力してやるのはいいけど、後は維持費が高いから考えなければいけないという意見がありました。

盛岡会長：はい、ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。

城委員：単純なことですが、シンボルツリーという表現がなされておりますのは、何か、範疇を決めておられますか。

西村課長：生け垣ですとか、壁面や駐車場ですとかに緑化もできますが、助成対象の方がシンボルツリーを希望されたという形でございますので、範ちゅうとしては決めておりません。

城委員：高さ1.5m以上の樹木ということですか。はい、分かりました。

盛岡会長：シンボルツリーというのは、歩く方とか外から見えるというのは条件にはなっていますか。

西村課長：いえ、なっておりません。

盛岡会長：わたくしの庭で見る方にとってはシンボルツリーだけでも、外からは見えないという場合でも助成の対象になるという誤解をされませんか。現実こういう緑は上から鳥が見ても意味があると、そんな感じではないと思うんですが。

西村課長：最初から大きな木を植えるわけにはいきませんので、高さ1.5m以上ということで、ゆくゆく大きくなっていったシンボリックな存在になり、それを育てて頂くことが緑につながることでというふうに考えております。

盛岡会長：そこまで含めてということですね。では、どうぞ。

津久井委員：今年度は植樹事業がほとんどですが、元々の要綱のp9を見ますと、ビオトープの設置も対象にもなっていて、最近、ビオトープの設置例といった動きがないのかというのが一点、もうひとつは今年度の事業予算としてはまだ余剰があると思うんですけど、種別の3項には

環境教育に係る映像，パソコンソフト，図書の政策購入などがありまして，今後，こういったものについて助成するような動きがあるものかどうかを教えてください。

西村課長：ビオトープの設置につきましては，ございません。環境教育にかかるものについても申請はございません。今年度につきましては，緑化の助成金の交付要綱に変わりました新しい要綱を作っていますが，そのなかでは環境教育といたしましてはございません。

盛岡会長：先ほどの要綱というのは出来ましたか。

西村課長：はい。出来ております。23年4月1日からです。

盛岡会長：それは，場合によっては，要綱についてのご報告は今回なしと考えていいんですか。特に，この審議会の事項ではないということでしょうか。はい，事務局。

森位課長補佐：今のお話では22年度の報告ということでさせていただいております。

盛岡会長：22年度限りということですね。

森位課長補佐：はい，23年度は改めて説明させていただくという形でご理解頂ければと思います。

盛岡会長：なるほど，年度が違うということですね。わかりました。他に，もしないようでしたら少し進みまして，また，全体としてご意見あれば伺うことにしましょう。次ですが，資料2を使って平成22年度第2次芦屋市環境計画の進捗状況についてご説明をお願いします。

#### 第2次芦屋市環境計画の進捗状況について

盛岡会長：次ですが，資料2を使って平成22年度第2次芦屋市環境計画の進捗状況についてご説明をお願いします。

森位課長補佐：私のほうから環境計画の進捗状況についてご説明させていただきます。芦屋市環境計画の進捗状況につきましては，平成17年度に策定しました「第2次芦屋市環境計画」に基づいて市の各所管において実施した事業をまとめております。

具体的には，資料2の1ページのところをご覧ください。そこに掲載しております，5つの基本目標，7つの基本方針に基づきまして，実施した事業をまとめたものとなります。

まず，資料の3ページ目と4ページ目までが，基本方針1の「環境教育・環境学習の推進」でございます。平成22年度には，17事業を実施いたしました。3ページ目の(1)「環境学習の推進」の項目では，公民館講座におきまして，6回にわたる日程で環境に関する幅広いテーマを取り上げ，311人のご参加をいただきました。

また，環境教育の推進の項目では，(2)の環境教育の推進の中の「住みよい芦屋をつくる」ポスター展を実施し，小・中学生から，780点の応募がございました。特選作品等を市役所で展示し，市民の方々に啓発を図りました。

また，基本方針2の「自然環境の保全」につきましては，それぞれ5ページ目から6ページ目に記載しておりますとおり，平成22年度には14の事業を実施いたしました。1年前の審議会で委員から「松くい虫の被害防除事業」は続けていただきたいとのご要望がありましたが，5ページの上から2つ目ですが，同事業を継続して実施しております。

次に，基本方針の3「公害対策の推進」につきましては，それぞれ7ページから11ページに記載しておりますとおり，平成22年度には40事業を実施いたしました。新しいものとしては，7ページの上から3つ目ですが，本市の国道43号で，国が実施する「微小粒子状物質のモニタ

リング試行事業」に、22年度から測定・調査に協力しております。

次に、基本方針4の「地球温暖化の推進」につきましては、12ページ目から14ページ目までで、平成22年度には15事業を実施いたしました。12ページの(1)の「市の率先的取組みの推進」の中の、「第2次芦屋市環境保全率先行計画の推進」と、14ページの「住宅用太陽光発電システム設置補助金の創設」につきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。

基本方針5の「循環型社会の形成」につきましては、15ページから17ページまでで、平成22年度は19事業を実施いたしました。15ページの下から2つめに記載しております、「資源ごみ集団回収報奨金交付事業」につきましては、毎年ご報告しているところですが、22年度は157団体、回収量は、4099トン、報奨金は、1639万6千円で、前年と比較しほぼ横ばいの数字となっております。

基本方針6の「美しいまちなみの保全」につきましては、18ページから20ページまでの22事業を行っております。18ページの1つ目の「わがまちクリーン作戦」につきましては、22年度は、春は天候不良で実施できず、秋のみの実施となりましたが、2600kgのごみを回収できました。各自治会や市内各団体を中心に、約1600人の市民の方々にご参加をいただくことができ、全市的な取組みとして定着していることが伺えるものでございます。

また、その下の「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する事務」の項目では、21年度になりますが、通称市民マナー条例の一部改正を行い、平成21年7月1日から、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行っております。また、ここには掲載しておりませんが、今年度にも、市民マナー条例の一部改正を行い、平成23年6月1日から、芦屋川流域ほかでのバーベキューの禁止や、プレジャーボート等の航行規制を行っております。

最後に、基本方針7の「参画と協力の推進」につきましては、22年度は13事業を実施しています。22ページの最後から2つめに記載しております「芦屋市環境づくり推進会議」は、この芦屋市環境計画のなかで、「芦屋市の環境をよりよい方向に導くための活動について、市民・事業者・市が一体となって考え、行動するための中心的な組織」として位置づけられたものでございます。平成22年度は年8回開催し、そのなかで、「潮芦屋ビーチ」や「芦屋総合公園」を活動拠点とした四季を通じての「自然・生き物観察会」の事業を実施いたしました。

以上、環境計画の進捗状況のご報告とさせていただきます。

盛岡会長：ありがとうございました。ただいまの報告に対して、何かご質問がありましたら。

城委員：最後の頁にありました、どんぐりの行方はどうなるのでしょうか。どこかでどなたが植えられるのでしょうか。

森位課長補佐：p6をご覧くださいませでしょうか。「ASHIYA どんぐり大作戦」という事業としてあげております。これは、芦屋市制施行70周年・モンテメール・大丸芦屋店30周年記念事業として実施をしまして、平成22年度からの取組みとしております。このどんぐり銀行といいますが、一人一人が楽しんで頂きながら、芦屋の緑を増やす為の銀行というふうにして頂いたらいいと思いますが、どんぐりをためて銀行に預けると苗木と交換出来ますよというような趣旨で取り組んでいるものでございます。ですから、苗木を育てるのも皆さんが参加していただくことで初めて成り立つことではないかなと思っております。どんぐりの行方ですね。

城委員：どこかに寄附なさるんですか。各自にもう一度再配布なさるとか。

森位課長補佐：この事業に指導していただいた「どんぐりネット神戸」という団体がございまして、

そちらの方にも協力いただき活用しております。

城委員：その先はどうなるんですか。

森位課長補佐：その先は、また改めて植樹で使っていただいております。

城委員：それは、どこで植樹されるんですか。具体的にお願いします。

西村課長：22年度のどんぐりを集めた分につきましては、一部を総合公園に植樹し、そこに、昨年、どんぐりを集め、どんぐり通帳にハンコ貰った子達が集まり、記念植樹をしております。

城委員：再配布して。

西村課長：いえ。記帳された通帳をみて苗木と交換して、一部を総合公園に植えました。

城委員：はい。分かりました。でもたくさんですね。

盛岡会長：ご質問されたのは、どんぐり本体の行方はどこ行ったかということですが。

西村課長：総合公園の中で発芽させています。48万どんぐり全部が活着しているわけではありませんので、活着しているどんぐりの一部を総合公園で発芽させていると。その他の分については、神戸のどんぐりネットへ持って行って活用いただいているということです。

城委員：なかなか発芽しませんけど、そんな教育も同時にしていただきたらと思います。いっぱい落ちていいる所には生け垣のふちでも落ちていますから。分かりました。

盛岡会長：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

畑中委員：今日も芦屋川を見ていて常日頃から思うのですが、マナー条例のバーベキュー禁止のノボリが、芦屋川の景観を崩していると思っているのですが、芦屋川のバーベキュー禁止の派手なノボリはいつまで置くのでしょうか。そろそろ告知の方法を変えて頂きたいなと思っております。

盛岡会長：おっしゃる通りで。

東主幹：景観担当としましては、公共の広告物なので届出は頂いておりますが、ノボリ旗というのは一番安価で、それなりに動きますので見やすく、認知しやすいというところがあると思うんですが、確かに景観に好ましくない部分もございます。市の施策としてのマナー条例の周知でございますので、一定期間は良いのですが、ただ、大分痛んできていますので、周知期間と傷みを判断して、いつまでどういう状態でやるかを判断して頂きたいということを申し出させていただいておりますので、近々また結論は出して頂けると思っています。

盛岡会長：どうぞ。

乙守課長：だいたいバーベキューされているのは市外の方が多いので、周知方法は一番ノボリが簡単であり、だいたいが周知は出来てきたかなと思っておりますけれども、ノボリの撤去については検討させていただきます。

盛岡会長：周知方法がだいたいが進んできているので、いずれかの時点で。

乙守課長：バーベキューについては、だいたいが取り締まって進んできておりますので。

盛岡会長：お出しされたのはどこですか。

乙守課長：環境課です。

盛岡会長：環境課ご自身が、最後はいつくらいかということを考えなければダメですね。畑中さん、今のことに對してどうぞ。

畑中委員：もう周知も出来ていると思うし、今からバーベキューをする人もいないでしょうし、最後は外していただきたいと思っております。前にも申し上げましたが、例えばJR芦屋駅の所とか市外の方が来られるところに、芦屋市のマナー条例とはこういうものですよ、たばこは全市で吸え

ませんよ、バーベキューは出来ませんよとか、いろいろな告知をしていって徹底をまだまだしていかないと思いますので、方法を変えて欲しいと思います。

立花副会長：賛成です。

盛岡会長：はい、ありがとうございます。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付について

盛岡会長：それでは少し関連があるかもしれませんが、太陽光発電システムの補助金の交付について、ご報告をお願いします。

大脇主事補：芦屋市住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付について報告させていただきます。資料4の1ページ目をご覧ください。この制度は、太陽光発電システム設置に係る経費の一部を補助することにより、芦屋市内の家庭における新エネルギー活用の推進を図り、低炭素社会の実現に寄与することを目的として行っており、平成22年4月1日から開始いたしました。補助対象といたしましては、自らが居住する芦屋市内の住宅に国の住宅用太陽光発電導入補助制度による補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置する個人となっております。補助金の額は1kw当たり3万円×最大出力数であり、上限は10万円です。

次にp5をご覧ください。平成22年度の実績といたしましては、予算額は300万円、受付件数は32件、合計出力は122.64kwとなっております。このうち、新築が約1/3、既築が約2/3であり、すでに家をお持ちの方も太陽光発電システムを設置している状況です。内訳詳細はp5に掲載しております。

以上で終わらせていただきます。

盛岡会長：関連したので、順番を少し変えましたが、いかがでしょうか。ただいまのご説明に、ご質問等がございましたら。

いとう委員：3月に地震もありまして、太陽光の発電についてはかなり注目が集まってきているかとは思いますが、その点でも今年度補正予算での補助の金額も拡大をしたかと思いますが、今後設置したいと思われる方はどんどん増えてくると思っていますですが、この辺りの見通しとしましては、市としてどのようなお考えになりますでしょうか。

森位課長補佐：先ほどご指摘ございましたように、今年の冬とか来年も含めてやはり電力不足の対応の必要性とか、省エネの意識の高まり等、そういうものがありますので、当然それに応えるためにも継続して実施していかないといけないと思っています。来年度の予算についても計上していきたいと考えております。

いとう委員：拡大して継続して頂けるというような理解でよろしいでしょうか。

森位課長補佐：はい。そのようなかたちでお考えいただいてもいいかと思えます。

いとう委員：もう一点、少し話はずれるかもしれないのですが、電気自動車の急速充電所の設置についても一緒に検討して頂けたらなと思えます。

盛岡会長：先ほどおっしゃられた急速充電スタンドもご検討されるのですか。

森位課長補佐：県の方では、22年度に2基、23年度に3基の計5基の急速充電施設を設けておりますが、市としましては、そのあたり県から各市へ設置の要望が入ってまいりますので、そのなかで設置ができるものなのか検討していくことになると思いますが、今のところはどこに設置するとかは、具体的には決まっている状況ではございません。

盛岡会長：わかりました。今のところはお答えどおりですね。関連して何かご質問はございますでしょうか。

高橋委員：住宅の太陽光発電システムについてですが、事業者を対象から省かれていますが、あえて省かれている理由はありますか。

森位課長補佐：それにつきましては、兵庫県においては、マンションの管理組合とかで太陽光の発電としての設置する場合、あるいはその他の省エネ設備と組み合わせて設置する場合については補助の対象にしていると聞いていますが、事業者につきましては、営利目的という部分に結びつく面もございますので、今のところ事業者向けについては考えていないという状況です。

高橋委員：事業者の方がどちらかという電気を使う量も多いのかなという感じなので、そういうところも含めて可能ならば、そういったところにも対象を広げていかれたらどうかと思います。

盛岡会長：はい、ありがとうございます。

## 第2次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について

盛岡会長：順番を変えてしまいましたが、第2次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について、ご説明をお願いします。

大脇主事補：それでは、第2次芦屋市環境保全率先実行計画について報告させていただきます。資料3をご覧ください。

第2次芦屋市環境保全率先実行計画は、平成17年度を基準年度としまして、平成18年度から平成22年度までの5年間で「温室効果ガス」を削減させることを目的として策定しています。調査方法は1ページの2のとおり行いました。

平成22年度の集計結果ですが、「温室効果ガス排出量」の数値目標を3%以上削減としておりましたが、1.6%の減少と数値目標を下回る結果となっています。また、廃棄物焼却中の廃プラスチック焼却と雨水の流入などの影響もある下水処理に伴う排出量を除いた合計では2.9%の増となっています。

p3に主なエネルギー等の年間使用量を掲載しています。そのうち電気使用量は基準年度に比べ3.6%の増、都市ガス使用量は、1.3%の減、上水道使用量7.3%減となりましたが、前年度との比較では全てで増加しており、22年度が猛暑であった影響が見られます。p4からp6にそれぞれの詳細を掲載していますので、ご覧ください。

p7は、「用紙類の使用(購入)量」になりまして、基準年度と比べ、26%の大幅な増加となっており目標である10%以上の削減を達成することはできませんでした。

次に、7ページから8ページに掲載している「紙資源回収」ですが、これは数値目標として基準年度比30%以上の増加を掲げており、平成22年度の資源回収量は、13.3%増となり目標値を達成できませんでした。p10の「低公害車の導入」についてですが、22年度は低公害車の導入台数には変更はありませんが、総台数が1台減となり、低公害車の占める割合は、11.4%となりました。

先ほどから説明をさせていただいた、22年度の状況を、p10の(7)の「まとめ」で記載しております。また、p11からp14まで過去5年間のまとめを掲載しております。

これらの第2次の環境保全率先実行計画の結果を踏まえ、22年度にエネルギーの使用の合理化に関する法律(いわゆる省エネ法)が全面改正され、本市も適用対象になったことから、省工



ネ法で定めるエネルギー使用原単位の向上を図りながら、温室効果ガスの削減を目指すための行動計画として、第3次芦屋市環境保全率優先実行計画を策定しました。

p 15 ページをご覧ください。第3次芦屋市環境保全率優先実行計画の概要等を説明しております。今回の計画では、平成21年度を基準年度としまして、平成23年度から平成27年度までの5年間で「温室効果ガス」を更に削減させることを目的として策定しています。

基本方針及び目標設定ですが、p 15 の4に示しております。特に、温室効果ガスの総排出量を、基準年度より5%以上削減するほか、電気使用量や燃料使用量も5%以上削減する計画としております。

p 16 には、これらの計画の実効性を高めるため、「環境マネジメントシステム」を運用しながら、定期的な見直しと継続的な改善に取り組むこととしております。これらの推進体制のほか、点検体制として、同計画の推進員やエコリーダーを設置し日常的な取組みの推進を図ることとしております。

本市では、平成19年3月に環境マネジメントシステムの運用が始まっています。適応範囲は本庁舎、仮設庁舎と21年度には分庁舎、22年度には環境処理センターにも広げました。そのマネジメントシステムを、この率優先実行計画の実施に併せて運用しています。出先職場では、エネルギー使用量は施設ごとの数値が分かりますので、それぞれの施設において状況を考慮しながら、一層の取組みを行って目標を達成させて行く必要があると考えています。

なお、同計画の詳細は、p 17 以降にお示しさせていただいておりますのでご覧ください。以上で報告を終わらせていただきます。

盛岡会長：ありがとうございました。この報告に対してご質問等がございましたら。

盛岡会長：ご報告いただいた中で、目標が達成十分でなかったというところで基本的な見直しによる施策の方向性というのは、今回はどのようにして組み立てたと理解していけば良いものなのでしょうか。特に、この22年度の省エネ法の全面改正があるから、市長部局と教育委員会の一部ガスヒートポンプエアコンを入れられたところがあり、そういう施策を打ちながら全体的に下げていく見込みみたいなものを立てていると理解しているのでしょうか。省エネ法に基づくエネルギーの管理者は誰ですか。

森位課長補佐：管理者は芦屋市長です。

盛岡会長：そうですね。芦屋市長のもとで実務を担当するのはどなたになりますか。

森位課長補佐：今回の省エネ法に関しましては、市長部局は下水処理場・環境処理センターです。

盛岡会長：いかがでしょうか。特に何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

いとう委員：資料見させて頂きまして、芦屋市は、比較的早い時期から環境問題に取り組んでいただいていると理解しておりますが、元々そういった意識がないときからそういう運動を始めた時というのは努力に対する結果は見えやすいと思うんですが、雑巾を絞っていくと水が出てこなくなりますよね。芦屋市はエネルギーの使用量を見ていると、ある程度絞っている状態に既になりつつあるのではないかと考えていますが、その先どうやってもっと絞って成果を出していくという所がちょっと見えづらいですので、もうちょっと丁寧にご説明頂きたいなと思います。

森位課長補佐：ご指摘はその通りでして、あらためて第3次率優先実行計画を策定いたしました。内容的には大きく変わってはいませんが、先ほど説明しましたように、省エネ法に定めるエネルギーの使用原単位の削減といいたいでしょうか、そういうものを図りながら温室効果ガスの削減を

図っていくという辺を中心に、私どもでいう環境処理センターや下水処理場というところで、出来るだけ削減が図っていけるような中で対応していけたらなというふうに考えております。

盛岡会長：率先実行計画の性格が、どうしても庁舎というレベルの管理におおかた向いていますよね。ところが、それは消費量・排出量でみると、事業の部分でいうと、今上げられた2つは大きいと思います。その2つは、どの市もそれぞれの現業部局が別の意図を持って対策を講じているわけで、電気代の節約の側を考えるとときもあるし、逆に排出量の削減もあるんですけど、いとうさんがおっしゃったような、雑巾絞り型ではなくて、もうちょっと積極的にマネジメントをするというのが時代の流れになっていて、国でいう環境未来都市のような枠組みが重要になってきている。

ところが、10万都市でそんなことやれるのかって話もあるので、規模に応じた導入すべき施策を少し工夫していく方向が必要だと思います。我々はずっと前から言っていましたが、いわゆるエネルギーシステムのイノベーションを、今までのように外部に依存して使って請求されたものを払うということから、自前の事業対象にしていくということ、できるだけ視野に入れて、その場合は、芦屋市単独で知恵を発揮するのは大変だから、周辺市や県と連携してやっていただきたいなと私は希望します。是非お願いします。

県の方は、いろんなメニュー持って新しい事業をされていると思いますが、芦屋市は、緑は非常に先進的だと思いますが、イノベーションのある部分はまだまだ手がけられていない所があるし、エネルギー担当の人はいないのか少しエネルギーシステムが弱い。県で、エネルギー担当の人が企画部門にずっと前にいて、長いことお休みされていて、最近元気になってまた頑張っているという提案されている。そういうのがあってもいいんじゃないかと、個人的な立場で申し上げているんだけど、少し考えてください。

立花副会長：今の発言に対して、市としてどんなことを考えられていますか。特にないですか。

盛岡会長：そうしたら、考えていただいて。

#### 保護樹等の変更について

盛岡会長：もう一つ案件が残っていますので、保護樹等指定の変更について、ご報告をいただきたいと思います。

東主幹：説明資料の5になります。p4の航空写真を見ていただきたいと思います。北側の更地になっている部分に宮司さんの自宅を建てられるということで、そちらが保護樹林の面積に算定されている所がありましたので、変更という形で今回報告させていただきます。条例上は、保護樹林の変更についての取扱いは明記されていないのですが、当然指定に当たっては環境審議会で諮問いただいていますので、事後ではありますがご報告させていただきます。航空写真のとおり、全体が緑に覆われている部分で当然大きな建物のあるところについては樹木が植わっていないので、先ほど言いました更地の部分も保護樹林の面積にカウントされているということがございましたので、今回保護樹林の対象面積をふさわしい部分を整理させていただいてご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。詳しい内容については、担当の柴田から報告させていただきます。

柴田主査：都市計画課の柴田です。よろしく願いします。

資料のp1に保護樹等指定の変更内容について載せてありますのでご確認いただきたいと思

います。今回変更しました保護樹等の種類は芦屋神社保護樹林になります。位置は資料のp 2の位置図にありますように阪急電鉄北側、芦屋川の東側の東芦屋町に位置しております。

芦屋神社保護樹林は、昭和50年11月5日に保護樹林第1号として指定を行っております。今回、所有者の方より敷地内に新たな建築物を建築するにあたりまして保護樹林の指定区域を変更したいとの申し出を受け、指定区域の変更を行っております。変更にあたり、指定区域の確認を市と所有者の方、共に行いましたが、指定されたのが昭和50年と古いこともあり、指定当時の書類がいずれにも残っておらず、指定区域が明確ではありませんでした。そのため今回は新たな建築物を建築するにあたり変更ということではありますが、芦屋神社敷地全体について現状を再確認し、指定区域を現状に見合うものに整理した上で、新たな建築計画地を考慮して、区域変更を行うこととしました。

指定区域の変更にあたり、現在指定されている保護樹林の規模を極力確保するよう配慮しております。当日配布資料の区域図の網掛けした部分が指定区域です。主な建築物と区域図の右上の空地が建築予定地で、これらの周辺を除いた部分を指定区域としております。保護樹林指定面積につきましては、変更前は3,514.9㎡でありましたが、今回の変更により3,510.7㎡となっております。

参考までに、現在の状況として資料p 4に航空写真を付けております。これは、緑の一番少ない時期の平成23年1月時点のものになります。区域図の網掛けした部分と資料p 4の写真とを比較していただきますと、この写真の樹木で覆われている区域と今回整理した区域とは一致していることがご確認いただけたと思います。

以上、保護樹等指定の変更についての説明となります。

盛岡会長：ありがとうございました。この点についてご質問やご意見がありましたら、どうぞ。

山崎委員：少し理解出来なかったのですが、新しく貰った資料が新しい指定になるんですね。これがいつのものに合致していると考えたらいいのでしょうか。

柴田主査：これは現在の変更後の指定区域です。当日配布資料と、事前にお配りした資料は、同じ資料ではありますが、網掛け部分がきれいに印刷されていませんでしたので、差し替えをさせていただきます。申し訳ございません。

山崎委員：資料の右上のところが減った分、どこかが増えたというのがあるのですか。

東主幹：当初の申請の図面等が定かでない部分がございますので、現状としても、更地の部分も入っておるといこともございますので、今回保護樹林としてふさわしい所を保護樹林で整理していかうということで、建物と参道以外の所で緑がきちんとある所を保護樹林として整理させて頂いたということです。

山崎委員：保護樹林というのはどういう規制がかかったり、保護されていたりするのですか。

東主幹：芦屋神社さんにもご了解を頂きまして指定させて頂きますと、年間2万円程度の助成金が出るということと、保護樹林に勝手に手を入れることは出来ないということになりますので、今回も指定されている保護樹林に家を建てるといのは変更して頂いているというかたちとなります。

山崎委員：ほとんど剪定されていない為に樹木の影響を受けているというのが現実としてあります。保護樹林があることは非常にいいことですが、保護樹林であるが故に、庭に入っている木もあまり触れないというような状況があるらしく、今おっしゃったように、ここの敷地の中の建物、

ないしは居住者の方には配慮は入っているけれども、ご近所の方には配慮が入ってないわけです。つまり、樹木があることが重要だというふうに近隣の方々は理解せざるをえないわけです。ところが、当事者は必要に応じたら、今みたいにその保護の変更手続が出来るということが少し理解出来ないの、前はどこがどうなっていたのかっていうことを、やはり出して頂いた方がいいのではないかと思います。

東主幹：出すべきだと思いますけれども、ただ、大きく保護樹林の対象であるところが変わっているということではなくて、資料として明確でない部分がありましたので、それと、保護樹林の指定するにふさわしいかどうかというそのチェックについても、全体が緑に覆われておりますので、厳密にここが対象だ、対象じゃないというような分類ではないような部分もあり、ざっくりとしたところで指定対象となっていましたので、そういう必要もないようなところでもありました。ただおっしゃるようなお話も宮司さんからもお聞きしておりまして、日常の管理的な剪定であるとか、他人地に出ている部分については、当然剪定すべき部分でございます。それについて届出等はいりませんので、適宜必要な管理はして頂くというのは、別に保護樹林に指定されておると、いまいと、それは芦屋神社さんで行って頂く話だと思います。保護樹林に指定したから、枝を切つてはいかんということではなく、日常の管理業務は芦屋神社さんが責任を持ってやらないといけないということでございます。

山崎委員：むしろ、その樹木を管理している当事者にかかってくるメリット・デメリットがあると思いますが、同時に大きく育っていくというのは大いに結構なことだろうと思います。しかし、樹木を持っておられる当事者外の方々も、どこかの当事者的な要素を持っておられると思うので、そこへの配慮が若干足らないのかなと思います。具体的に非常に深刻な話も聞きましたので、その辺の配慮がどうなっているのかなと思います。

東主幹：費用がかかることですので、一概に行政のほうからどうこうという話はできないと思いますが、保護樹林を指定したから出来なくなったというのは管理上の問題ではありませんので、その辺は芦屋神社さんと周辺の方々との話し合いで、どれが一番適切なのかと。芦屋神社の緑が周辺の方に寄与している部分も当然でございますけれども、落ち葉等が大変迷惑というのも分かります。その辺どこが受忍限度なのかというお話があるのかと思いますので、お話し合いの中で双方で努力して頂けたらと思います。

盛岡会長：他にございませんか。

津久井委員：ここの議題にあがっていますが、保護樹林の指定変更についてということなので、条例のp6にあります第29条の枠外の5項に「地区の変更又は指定の解除について準用する。」今、この審議をしているということですよ。

東主幹：いいえ。p7の第35条の保護樹林の指定の部分で、p6の部分の準用するというかたちで2項に書かれておりますので、保護樹等の指定についてはこの指定と廃止については環境審議会で諮ることになっていまして、変更については明記がないのですが、指定の時に答申いただいた内容でございますので、当然、変更についても報告はさせて頂かないということで、今回させていただきますということでございます。

津久井委員：わかりました。第35条の2項に基づいて第29条の3項にあります審議会の意見を聞くということでしょうか。

東主幹：厳密に言いますと、変更については審議会に報告するなり、当然答申を頂くことはない

と。ただ、明記はありませんが指定する際には答申を頂いている内容になりますので、変更につきましても報告させて頂くというふうにさせていただきました。

津久井委員：別に問題だと言っているわけではありませんが、第34条に、伐採したり建築物をその場所に建てたりする時には届出がいるということが書かれており、第37条には、現状変更する時には届出をして、これについては審議会で意見を聞くことが出来るとなっています。こちらは別に聞いても聞かなくてもどちらでも良いということですか。今のお話を伺うと、現状維持のまま空いている所に建物を建てますという話なので、第35条とかの話ではなくて、木を切らないのであれば単なる報告事項で足りるかどうかとお尋ねしたんですけれども。そもそも変更ということですが、元々どうなっていたのか分からないところで、変更なのかどうかよくわからないということ。指定をしている範囲を確認したというのが実情だとご報告がありましたので、今日は何のご報告なのかお聞きしたいなと。(資料の)四角で囲んでいるところであるとすると、あらかじめ意見を聞かなければいけないとなっていますので、事後報告ですといわれると、何ですかという話になってしまいますが。

東主幹：あらかじめ聞かなければならないのは、指定あるいは解除の時のお話でございまして、変更については先ほどご説明させていただきましたように、変更については明記はされていないんです。先ほどおっしゃられました、伐採等の申請がいるという、これは緑の保全または緑化推進地区の指定の中身でございまして、保護樹林の部分についてはこの中では入っていないということ。

山崎委員：ということは、樹林が指定されているということで、一本一本の木は指定されていないというふうに理解したらよろしいですか。伐採しても良いということですか。

東主幹：伐採ではなく、根元からやる伐根の場合では、協議していただかなければだめですけれども、先ほど問題になっている維持管理上の問題です。

山崎委員：先ほどからのお話を聞いていますと、地区を指定するということに対しては審議会の意見を聞かなければいけないけれども、その後の部分が審議会の意見を聞く必要がないということの意味が、よく理解ができていないということ。

東主幹：必要ないというか、条例上に明記がないということ。先ほどからご説明させて頂いているように、指定あるいは解除のときは審議場に諮問するということになっておりますので、当然変更があれば、報告する義務があると理解しておりますので、今回報告させていただきました。

山崎委員：解除というのは、エリア全部を解除するということですか。

東主幹：そういうことです。

山崎委員：一本一本を解除するという概念ではないのですか。

東主幹：ないです。

山崎委員：一本一本を切るというのはどうなるのですか。

東主幹：伐根の話はご相談いただければ言いという話になります。

山崎委員：相談の範疇ですか。

東主幹：それを、変更になるのかは協議して話を決めていただくことになるかと思えます。

盛岡会長：他にありますか。

伊藤委員：元々がどうであったか分からなくて、図面もないということですが、p1の指定面

積の変更前や変更後が書いてあるのは、元々どのような状態で書類として残っていたのでしょうか。

盛岡会長：この案件以外に証拠は残っているのですかと。

東主幹：敷地の一部だけが、保護樹林とされているものは、この1件だけなんです。一度、前に変更手続きをされているのですが、ここが増えて、ここが減ったという図面はあるんです。その中に今回申請される所が増えた部分が入っていたんです。元々は更地ですから、省かれていたんですけども、別な建物を建てるというのに、今回減るというのについて、増やせるところは増やしましょうということだったと思うんですけども。今度、更地の部分に住宅を建てるということで、増えた部分を削らせてもらったということについて、最初の申請がございましたので、今回、増やした更地の部分も入っていると、必ずしもいいことではございませんので、今回整理させていただいたということでございます。

盛岡会長：よろしゅうございますか。とりあえず報告事項の5件は終了いたしました。

<その他>

盛岡会長：報告事項以外に事務局としてお諮りすることはございますか。

東主幹：会議次第の5の「その他」で、当日配布させていただきました「緑の保全地区に関する報告」という資料がございますけれども、これは、前回の審議会で、緑の保全地区について指定した結果報告、それがどういうふうな現状になっているのかという報告をすべきだというご指摘がございましたので、本日、一定の整理をさせていただきましたので報告させていただきます。それでは、担当の柴田から説明させていただきます。

柴田主査：前回の環境審議会で緑の保全地区の指定につきまして、ご審議いただきまして指定を行っておりますが、その審議会の中で地区指定を行った後の運用について実効ある制度になっているのか、また、制度の実現がされるよう確認や指導を行うべきではないのかとのご意見をいただいておりますので、今回、実施状況について報告させていただきます。

資料としましては当日配布させていただいております「当日配布資料緑の保全地区に関する報告」と記載された資料になります。

一枚目の緑化規定指定区域図をご覧くださいませでしょうか。これは市内の緑化規定が定められている区域を制度別に色分けしたものになります。山手と芦屋川沿いを範囲とする風致地区、地区計画が定められた地区のうち、緑化規定が定められた地区、南芦屋浜の景観形成地区、風致地区に隣接する地域を範囲とする緑の保全地区を表しています。

図の凡例の下に記載しておりますが、緑化規定としましては他に、芦屋市住みよいまちづくり条例によっても規定があります。この条例による緑化規定はマンション等、条例において定める特定建築物の場合に緑化規定を定めております。エリアで指定しているわけではございませんので、ここには図示しておりません。

緑の保全地区は平成21年10月1日に岩園町地区と浜芦屋町・松浜町地区の2地区を指定し、平成23年5月1日に山手東地区、山手西地区、朝日ヶ丘町地区の3地区を緑の保全地区に指定しております。これらの地区内では敷地規模に応じまして緑化基準が設けられ、建築行為、宅地開発、木竹の伐採などを行う場合は予め届出を行いまして、行為終了後に完了届けを提出するという制度になっております。

届出状況については、資料の2枚目の「緑の保全地区 緑の保全地区内行為届出状況について」という資料に件数をまとめてあります。2地区の指定を行いました平成21年度は6件、平成22年度も6件、3地区を追加指定した今年度は10月末日時点で33件の届出があります。

今年度の届出につきましては行為完了時期を過ぎたものはありませんので、平成21年度、平成22年度の届出について現地を確認し、完了していると思われる物件で完了届けが未提出の分については届出をするよう指導しています。

また、届出の緑化計画とは異なる緑化を行っているところも見受けられましたので、そういった物件につきましては所定の緑化が図られているか再度確認をして、届出時と緑化計画が変更されているところにつきましては、変更後の図面と現地の状況写真を添付し完了届けを提出いただくよう指導しております。

今後も、件数が増えてくると思いますので確認や指導を行いまして、この緑化制度が実現性のあるものとなるよう努めてまいりたいと思っています。

緑の保全地区の実施状況につきましての説明は以上でございます。

東主幹：少し補足させていただきますと、確認しました所が、申請書通りの緑化をされていないところが見受けられまして、アンケートの中では相当数が緑の保全地区の指定に賛成だと、むしろ遅いというくらいだという指摘でございましたけれども、総論賛成各論反対といいたいでしょうか、個別具体的にそういった行為をされるということでしたら、申請内容が充足されていない物件がございまして、残念な部分ですけれども、元々条例では罰則を設けておりませんので、アンケートを実施しましたけれど、この制度が他の届出と一緒にされますので、少なくとも新築の部分につきましては、申請そのものがきちりされていますし、植栽計画も添付されて申請されるわけですから、その中で部分的に足らない部分があるかもしれませんけれども、制度を継続していく中でより効果が出てくるのではないかという期待をしながら、申請の充足状況を確認しながら、後日報告すべきことがありましたら、また、環境審議会でご報告させていただきたいと思いますので宜しくお願いいたします。

盛岡会長：はい、ご報告いただきましたが、いかがでしょうか。数字的なものは出しにくいのかもかもしれませんが、申請書どおりと概ね評価されたものは、どのくらいの割合でありましたか。

東主幹：調査権がないので、敷地の中に入って現認するというわけにはいきませんので、外から見た（目視）中で申請書通りになっているところはかなり少ないです。

盛岡会長：それと、今度植栽をするといったけれども、事実上、全然木が見当たらないといった例はございますか。

東主幹：基本的にゼロというわけではないですが、貧弱な部分がありまして、そういう意味では欲目な部分かもしれませんが、こういう制度があって事前に申請をいたしますので、全部は出来ないにしても、部分的にはやっていた方向にいつているのかなというふうに思っております。法制度が出来ることによって少なくとも緑が増える方向にベクトルが向いているふうに理解をしたいと思います。制度が続く中で、緑の保全地区の位置付けも明確になっていって、当然守るべき条例に徐々になっていくというふうに期待したいと思っています。

山崎委員：感想ですが、以前だと庭というのはアスファルトで覆うものではなくて、芝生を植えたり雑草が生えたりとするものだという状況であったものが、近年は、ほとんど自分の敷地内をアスファルト舗装にしまうというのが目立っていると思うんです。先ほどどんぐりの話があ

りましたけれども、もし地面であればどこから落ちてきた種が、いつか芽を吹いて、あえて条例で言わなくても自然に緑化されていきますが、無機質なもので覆ってしまうと、あきらかにこの条例を守ったかどうかしか緑化する方法がなくなってしまいます。そういう状況にあるという感想を持ちます。極めて大きな敷地でも、前の宅地が倒された後は木も一緒になくなっていく状況が確かに目立っていると思うところですので、実施率を上げていただくとか何とかしてほしいです。

東主幹：指定のときに、現況写真で、これは風致地区に隣接しておりますので、どちらが風致地区か分からないくらいの緑化が現在もあります。ですから、緑の保全地区だとして説明をさせていただきました。風致地区に入っているから緑を設ける、入っていないから設けないということではなくって、大きく俯瞰した感じではそういう状況にあると思います。ただ、ゼロという所もあるんです。先ほどの維持管理のお話もございましたように、イニシャルコストもさることながら、管理費がかかるのでそれについては困るということから、雑草が生えることすら出来ないようにアスファルト舗装なり、コンクリート舗装なりをされる場合がございます。緑をつくるということは、皆さんが意識をされて概ね皆さんが負担していただくことでまちそのものが魅力を増すようなことになると思います。我々としても、敷地に余裕のあるところの一種低層住居専用地区で風致地区に入っていないところは、概ね風致地区の半分くらいの緑を応分に負担をしていただきたいという条例を今回策定いたしました。精神的には概ね皆さんに賛同いただきましたが、先ほど言いましたように、維持管理の費用もしんどいとおっしゃる方がおられる中で、どんどんこの条例に皆さんが賛同していただくことで、実施や建て替えの時に緑が増える中で、自分の所だけが何もしないという状況が、地域に馴染まないという自覚が生まれてくると思います。この制度が出来ましたので、ベクトルとすればみんなが応分の負担を緑について持つんだと言う流れになるのかと思いますので、もう少し時間をいただけたらより効果が出るのではないのかという考えでございます。

津久井委員：緑の保全地区をつくる時に、行政の決まりだけで実施するのは難しいので、地域の皆さんと一緒にというのでしょうか、地区の自発的なお互いの共同の中でやっていこうという意見交換になっていってるんですが、環境計画の中に自治会の役割がいくつかあって、美化活動とかを自治会の役割を期待しているところがありますが、緑の基本計画の策定のところには特に何もありません。そういう地区の方々に、自分の地区を緑化するために働きかけるような、市からの何か自治会の皆さんが自発的に緑を守っていこうという動きにつなげるような取組みがないものでしょうか。

東主幹：コミスクなどで説明をさせていただいたり、一定の努力はさせていただいていますが、なかなか具体的な形で、これでやるというふうにはなっておりません。今後は、皆さんが自覚を持って緑に取り組むというようなかたちになるような仕組みなり組織をつくるなどの課題が、どういうかたちでできるか今のところ分かりませんが、努力していきたいと思います。緑の基本計画にもそういう精神は掲示させて頂いていますので、具体的にできるものを模索したいと思います。

立花副会長：最終的には個人の家となるとなかなか難しいです。補助金が出るからやったらどうかといったら、つくるのはいいが維持費はどうなるのかと。自分が維持費を出してまで賛同する、精神的に賛同しても積極的に巻き込むっていうのは、いろいろ考えていますが難しいと思います。



また、この良いアイデアがありましたら、是非お願いします。

畑中委員：個人の家もそうですが、立場上、市民の方から陳情受けていますのが、街路樹の伐採です。時代の流れとともに、街路樹の落ち葉の色が変わって四季を感じ、風情を感じるような国民性がなくなってきており残念に思いますが、高齢者や若い方も目の前の大量の落ち葉を掃除するのも大変な時代になってきています。行政は、増えた木を掃除もせず、市民に任せっきりで掃除をしてくれないというところにも、街路樹や木に対しての反感心がかっているひとつになっています。緑いっぱいでもいいなと思いますが、その立場になると心苦しい部分もあります。私も毎日掃除をしていましたが、ボランティアを連れて行っても大変だという状況の中を率先して行政が前に出てしないといけないと思います。話はそれますが、都市環境の委員会で過去の不幸な歴史を持っている水俣市に行ってきました。最悪の環境から日本一の環境都市宣言をして国から表彰される街に変貌したのです。分別収集を24項目にわたって市民がみんなする、何でそこまでできたのかといたら、最終委員会で結論得たのは、職員のやる気がそこまでさせたんだと。環境のことも全て、芦屋市をよくするのは職員の方々のやる気が一番大切なので、そこももう一度しっかり勉強していただきたいと思います。

西村課長：先ほどの住民の緑化につきましては、助成金の交付をしております。概ね10名以上の市内の住民で構成して頂ければ、花壇やプランターを公園とか公共の場にいったかたちの助成です。一団体につき5万円を限度に、肥料代とかの費用に使って頂くようにしております。それと、公園の清掃業務につきましても、月1回程度の清掃や除草をして頂きましたら、業務委託金を出すような制度をとっております。樹木の育成ですが、これにつきましても樹木が大きくなりすぎています。街路樹として本当に芦屋市内の街路樹としてそぐうのかどうか、道路の舗装がガタガタになるぐらいになってきていますので、今後そういったことも含め、樹木の育成管理をやっていかないといけないということで来年度の予算を要求しております。以上です。

盛岡会長：はい、ありがとうございます。この件はせっかくこういう制度をつくってそして今年に入って拡大したわけですから、様子は見ますけれどもできれば皆さん方のほうでよりよいフォローアップの仕方についての、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどのご説明によれば、申請から見てかなりの不十分さがある、しかし罰則規定もなければ、その後の支援策もセットで用意されていないという面も弱みとしてあるように思いますので、この制度の、その後の実態から見てどのような対応が必要なのか、今年、来年に結論を出す話ではないですけど、少し中期的にござんて頂いて対応をご検討いただけたら大変ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

山崎委員：昨年や今年の夏が暑い場合に、照り返しも含めてものすごいヒートアイランド現象になっていると思います。やはり、その緑地を、積極的にヒートアイランドも沈めていくとか、水の保水率をあげていくとか、緑化だけの側面だけでなく環境からの側面も、是非、市の積極的なあり方として成功させていってほしいと思います。

東主幹：管理の話の費用につきましては、出来かねる部分もありますが、イニシャルコストにつきましては、芦屋市が緑の指針を示している、今回の保全地区や芦屋川の景観地区の部分につきましては、今年度からは市独自の条例で、予算を施行するやり方として財布を少し分けて、優先枠を設け運用して頂こうとお願ひしております。その制度も若干ですが、付随してやらせて頂いているということでございます。

6 閉会

盛岡会長：それでは、事務局の最後の挨拶で終了いたします。

乙守課長：長時間お時間頂きましてありがとうございました。これをもちまして芦屋市環境審議会を終わります。どうもお疲れ様でございました。

以上